

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 82 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 25 年 2 月 21 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

### 第 1 監査の対象

生月支所市民協働課及び産業建設課

### 第 2 監査の期間

平成 24 年 11 月 6 日から 11 月 7 日まで

### 第 3 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

#### (2) 監査の対象とした事項

平成 23 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### (1) 収入に関すること

収入事務が適法・適正に行われているか。

収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

予算目的に反する支出はないか。

特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

公印の管理状況

備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

(5) 建設工事関係

工事請負関係事務は適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした平成23年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

### 【指摘事項】（市民協働課）

平戸地区交通安全協会生月支部補助金については、交付申請・決定、実績報告及び額の確定が年度末の3月中に行われていた。通年事業の補助金申請・決定は、年度当初に行うべきである。

### 【意見】（市民協働課）

電気事業について、点検等で指摘された修繕が後手にまわり対症療法的な修繕方法となっており、計画的な維持管理による予算執行となっていない。適切な維持管理を行うためには、定期点検等で把握した項目を的確に措置することにより、故障等の発生を未然に防ぐことができ、効率的かつ経済的な施設運用が継続的に可能となる。維持管理のための課題の発生から対処までを時系列に見やすく綴るなど、管理手法を改善するとともに、財政課と協議のうえ早急に対応すること。

【意見】(産業建設課)

道の駅の自動販売機の使用料徴収について、民間において自販機を設置する場合の経費との差額の把握をすべき。年間280円は民間と比して著しく安すぎる。  
【使用料条例を改正し、一般競争入札などを検討すべきではないか。】

公営住宅において、駐車場区画が整備されているにも関わらず、駐車場使用料が徴収されていない。駐車場使用料を徴収している他の公営住宅との均衡を図るためにも、都市計画課と協議すること。

公営住宅の駐車場の配分については、管理人に一任しているとのことであるが、市長の行政処分にあたると解すべきであり、一入居者である管理人の裁量と独断に委ねることは公平性の観点からも適当ではない。配分の公正性の確保と、他公営住宅との均衡を図るためにも本件については充分検討すること。

第6 むすび

今回監査の結果、概ね良好に処理されていることが認められたが、上記に記述する事項については、今後検討され適正な処理、改善に努められるよう望むものである。また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

本支所は、生月地区住民の市民協働拠点として、本庁と連携を密にし、今後とも住民にとって利便性の高い身近な行政サービスの提供に努められたい。

< 参考 > 指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	-

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。